

# 「忙しくて時間が作れない…」「近くの窓口に相談員がいない…」を解決！ インターネットでご相談いただけます！

島根県消費者センターでは、電話相談・来所相談のほかに、メールによる相談受付や市町村の消費生活相談窓口からの遠隔相談受付を行っており、相談者のライフスタイルや希望に沿った方法でご相談いただけます。



相談したいけど仕事が忙しくて  
日中は相談ができないんだ。



消費生活相談員に相談したいけど近くの  
窓口にいないのよ。

## メールによる相談受付

パソコンやスマートフォンから簡単にご相談いただけます。  
詳しくは、県消費者センターホームページをご覧ください。



## 遠隔相談受付

市町村相談窓口と県消費者センターをインターネットで繋ぎ、県相談員に遠隔でご相談いただけます。詳しくは県消費者センターにお問い合わせください。



### ■ 遠隔相談でできること

- ・県消費者センター相談員への消費生活相談
- ・県消費者センターで実施する弁護士相談（毎月第三火曜日／要予約）の利用

### ■ 遠隔相談ができる市町（平成29年度）

安来市（人権施策推進課）、飯南町（住民課）、津和野町（税務住民課）、吉賀町（税務住民課）、隠岐の島町（企画財政課）  
……………計5市町



### ■ 遠隔相談のようす

県の消費生活相談員が顔を見ながら対応しますので、専門的な内容でも安心してご相談いただけます。

## 島根県消費者センターホームページ

検索又はQRコードをご利用ください。



## 島根県消費者センター

検索

### ▶ 注意事項

- ・受付した相談に対するメール回答は、1回限りです。
- ・メール相談は24時間受け付けていますが、相談メールの確認は月曜日から金曜日8時30分から17時に行います。
- ・相談メールの確認後、概ね1日から2日程度（土・日曜・祝日・年末年始を除く）でメールにて回答します。
- ※その他注意事項は県消費者センターホームページをご覧ください。

## 少しでも不安を感じたらすぐに相談！



消費者ホットライン 局番なしの**188**（泣き寝入りは**イヤヤ！**）※お近くの消費生活センター等をご案内します。

島根県消費者センター **0852-32-5916** 受付時間／日曜～金曜8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）  
※日曜は電話相談のみで12:00～13:00は休み

島根県消費者センター 石見地区相談室 **0856-23-3657** 受付時間／月曜～金曜8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）  
※12:00～13:00は松江につながります。

警察相談専用電話 **#9110** または **0852-31-9110** 受付時間／月曜～金曜8:30～17:15  
(土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します。)



## 市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 松江市消費・生活相談室          | 0852-55-5148         |
| 浜田市消費生活相談窓口          | 0855-23-3160         |
| 出雲市生活・消費相談センター       | 0853-21-6682         |
| 益田市消費生活センター          | 0856-22-2556         |
| 大田市人権推進課             | 0854-83-8039         |
| 安来市人権施策推進課（消費生活センター） | 0854-23-3068         |
| 江津市総務課行政係            | 0855-52-2501（内線1312） |

|             |              |
|-------------|--------------|
| 雲南省消費生活センター | 0854-40-1031 |
| 奥出雲町町民課     | 0854-54-2510 |
| 飯南町住民課      | 0854-76-2213 |
| 川本町町民生活課    | 0855-72-0632 |
| 美郷町住民課      | 0855-75-1213 |
| 邑南町町民課      | 0855-95-1114 |
| 津和野町税務住民課   | 0856-74-0059 |

この広報の内容に関する  
お問い合わせは

島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室  
**TEL 0852-22-5103** [http://www.pref.shimane.lg.jp/shohi\\_kurashi/](http://www.pref.shimane.lg.jp/shohi_kurashi/)

発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

本誌記事の無断転載はご遠慮ください。 事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にご照会ください。

島根県

# くらしの情報 VOL 13

平成29年12月

島根県環境生活総務課  
消費とくらしの安全室

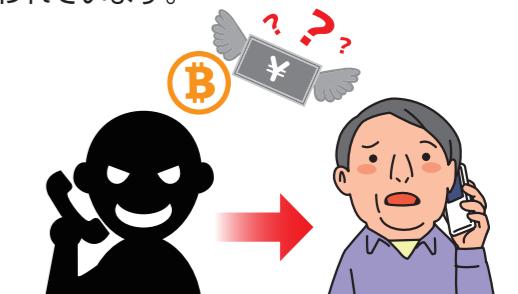
## 仮想通貨に関する トラブルが急増中！

### 仮想通貨ってなに？

インターネットを通じて電子的に取引されるデジタル通貨で、現在1,000種類以上あるといわれています。ネット上の取引交換所で現実のお金との交換レートが決まり、ネットでの買い物の決済のほか、家電量販店等での使用もできるようになりました。また、投資を目的とした売買も行われています。

### 相談事例

業者から電話があり、「仮想通貨を買わないか。今買えば2～3年後には2倍になる。」と勧められるまま、100万円分の仮想通貨を購入したが、その後業者と連絡が取れなくなった。



### アドバイス

- ・仮想通貨は、日本円やドルなどのように国がその価値を保障する「法定通貨」ではなく、**単にインターネットでやり取りされる電子データ**にすぎません。
- ・「将来必ず値上がりする」と説明されても鵜呑みにせず、仕組みを十分に理解できなければ契約しないようにしましょう！
- ・金融庁や財務省のホームページで、**仮想通貨交換業の登録業者かどうかを確認しましょう！**

## 安全で安心な消費生活を送るために



社会には、悪質商法・食の安全・製品事故・環境汚染など、いろいろな「消費者問題」があります。

県では、消費者の皆様が安全で安心して暮らすことができるよう、消費生活相談や悪質業者取締などを行うとともに、教育・啓発活動を通じて、消費者問題に適切に対応できる自立した消費者の育成に取り組んでおります。

また、近年は、消費者が地球温暖化や食品ロス削減などの問題を考え、公正かつ持続可能な社会づくりに参加する「消費者市民社会」の形成に向けて、情報発信や消費者教育を行っております。

県では、県民の皆様の安全・安心な暮らしを守るため、今後も継続して消費者行政の充実に取り組んでまいります。

島根県知事 溝口 善兵衛

# ご家庭の石油機器 安全に使用していますか？

どんな製品でも、誤った方法で使用したり、定期的なチェックを行わないと、火災などの事故を起こす恐れがあります。

こうした事故を防ぐため、まずは自分でできる点検を行いましょう！

少しでもおかしいと思ったら、使用を中止し、販売店や専門業者に相談しましょう。



## 石油機器使用時の安全チェックリスト

| チェック | チェック項目                                   | 異常時の処理                    |
|------|--|---------------------------|
|      | 洗濯物を上に干していませんか？                          | 洗濯物は機器から離す                |
|      | 給油は火を消して行っていますか？                         | 必ず火を消して給油                 |
|      | カーテンの近くで使用していませんか？                       | 機器はカーテンから離す               |
|      | 機器の周辺に燃えやすいものや布団などがないですか？                | 布団や燃えやすいものなどに近づけない        |
|      | スプレー缶を近くに置いたり、近くで使用していませんか？              | スプレー缶を機器の近くに置かない、使用しない    |
|      | 温風空気取入口フィルターや燃焼空気取組み口フィルターにほこりがついていませんか？ | 定期的にフィルターを掃除（方法は取扱説明書を参照） |
|      | 温風吹出口にほこりがついていませんか？                      | 定期的に温風吹出口を掃除（方法は取扱説明書を参照） |
|      | 置台にほこりやゴミがたまっていますか？                      | 置台を掃除                     |
|      | 不良灯油を使用していませんか？                          | 不良灯油は使用しない                |

## 事故を防ぐために、製品毎に設計標準使用期間があります！

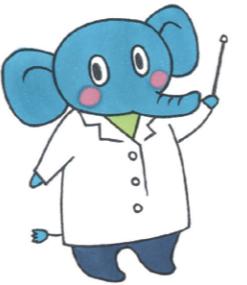
製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を引き起こす恐れがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、経年劣化による重大事故発生のおそれが高い製品を特定保守製品とし、安全に使うための目安となる設計標準使用期間を設けています。該当製品を購入の際、メーカーに所有者登録をすると、設計標準使用期間の終わる頃に点検通知が来ますので、安全に使うために点検を受けましょう。

### 特定保守製品

- 石油給湯器
- 石油ふろがま
- FF式石油温風暖房機
- ビルトイン電気食器洗機
- 浴室用電気乾燥機
- 屋内式ガス瞬間湯沸器
- 屋内式ガスふろがま

### 制度について

<http://www.meti.go.jp/>  
もしくは  
[製品安全ガイド](#)



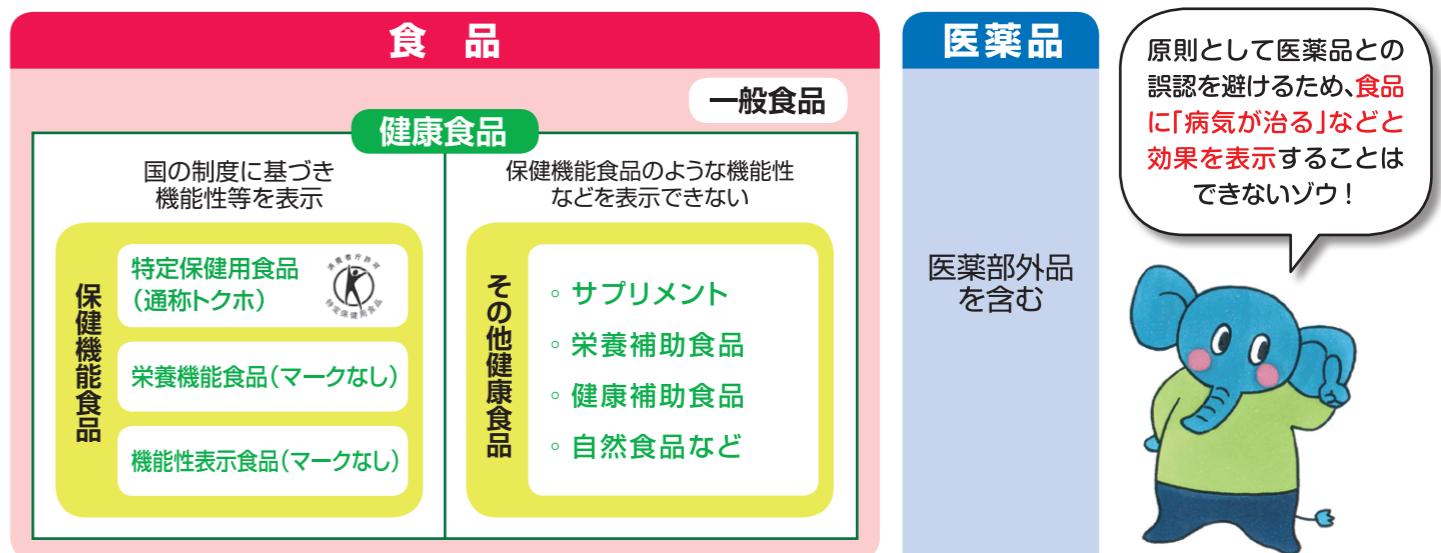
知っておきたいミニ知識！

## 健康食品ってなに？

私たちが口からとるのは、**食品と医薬品**（医薬部外品を含む）に分けられ、**健康の維持や増進の効果をうたった健康食品は食品に分類**されます。

健康食品と呼ばれるものは、法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるものを指しています。そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準を満たした「保健機能食品制度」があります。

### ●健康食品の分類



原則として医薬品との誤認を避けるため、食品に「病気が治る」などと効果を表示することはできないゾウ！



「その他健康食品」は、**機能性等を表示することはできません**。そのため、広告等では、機能性等の効果を暗示した魅力的なキャッチコピーや「利用者の体験談」などを使って、間接的にアピールしていることがあります。しかし、そのような**広告等に示されている効果や安全性は、必ずしも保証されているわけではなく、慎重に選ぶ必要があります**。

医薬品のように病気を治す効果をうたっているような「その他健康食品」の中には、医薬品成分が違法に添加され、安全性に問題がある製品もあるため、特に注意が必要です。

### よくある質問

#### ? 健康食品で病気が治る？

錠剤・カプセル状の製品は、薬のように見えますが、「食品」であり、**病気を治す効果、防ぐ効果はありません**。

#### ? 体験談は信用できる？

体験談は、利用者の感想にすぎません。宣伝のために都合の良い内容のみ編集して掲載されている場合もあります。

#### ? 天然・自然由来のものが原料なら安全？

天然・自然由来の毒素は無数にあります。天然・自然由来の食品でも、健康食品として使用する場合は、普段の食べ方とは異なるため、食品では予期しないような影響が出ることがあります。

## 消費生活に関する情報提供

島根県消費者センターでは、ホームページやfacebook、twitterでインターネットを通じてさまざまな情報を提供



島根県消費者センター ホームページ 検索



島根県消費者センター facebook 検索



だまされないゾウくん Twitter 検索